

総税企第50号  
平成30年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長 殿  
各指定都市議会議員

総務大臣  
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）は平成30年3月31日に公布され、原則として同年4月1日（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）は原則として平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として平成34年10月1日）から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 一 総括的事項

平成30年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税の基礎控除等の見直しを行うこととした。
- (2) 平成30年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等を継続することとした。
- (3) 地方のたばこ税の税率の引上げ等の見直しを行うこととした。
- (4) 法人住民税、法人事業税等に係る地方税関係手続用電子情報処理組織による申告義務の創設、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うこととした。

## 二 地方税法の改正に関する事項

### 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法45の2①）。
- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4①）。
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2①）。
- (4) 指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成30年度以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い、平成31年度以後の各年度に道府県が利子割、配当割又は株式等譲渡所得割を市町村に交付する場合において、各交付時期に交付すべき額の算定方法について、所要の措置を講ずることとした（法71の26①、71の47①、71の67①、令9の15①、9の19①、9の23①、則3の9、3の11の2、3の13の2）。
- (5) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行38万円以下）とすることとした（法23①ⅧⅨ）。
- (6) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とすることとした（法24の5①Ⅱ）。
- (7) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下（現行38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年

- の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとした（法34①十の二）。
- (8) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税における基礎控除について、以下の措置を講ずることとした（法34②）。
- ア 基礎控除の額を次のとおりとすること。
- ① 前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者 43万円
  - ② 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である所得割の納税義務者 29万円
  - ③ 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である所得割の納税義務者 15万円
- イ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととすること。
- (9) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税における調整控除について、以下の措置を講ずることとした（法37）。
- ア (7)に伴う所要の措置を講ずること。
- イ (8)イに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。
- (10) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者については、道府県民税の所得割を課さないものとする事とした（法附則3の3①②）。
- (11) 休眠預金等代替金の支払に係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずることとした（令7の4の2①～③）。
- (12) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の要件を、前年の総所得金額等が48万円以下であるものとする事とした（令7の2②、7の3②）。
- (13) 平成33年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、雑損控除に係る親族の要件を、前年の総所得金額等が48万円以下であるものとする事とした（令7の13①）。
- (14) 公的年金等の支払者に対して公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿であって、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、機構保存本人確認情報の提供を受けて作成されたものを備えているときは、当該提出をする者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととした（則2の3の6⑥⑦）。
- (15) 平成30年以後の都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）に係る個人の道府県民税における寄附金税額控除の申告特例通知書について、電子的送付が可能となるよう所要の措置を講ずることとした（則附則2の4②）。
- (16) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法23①XVⅢ、令7の3の2）。

- (17) 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法５３⑳㉔㉕、令９の６の２、９の６の３、９の７㉓、則３の２㉑）。
- (18) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（法６５㉒㉓㉕㉖、令９の１０の２）。
- (19) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めることとした（法附則８㉑～㉒）。
- (20) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則８㉓㉔）。
- (21) 資本金の額又は出資金の額（２及び第２の１(23)において「資本金」という。）１億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした（法５３㉖～㉗）。

## ２ 事業税

- (1) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法７２Ⅴ、令１０）。
- (2) ガス供給業のうち、ガス事業法第２条第５項に規定する一般ガス導管事業及び同条第７項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第１０項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第２２条第１項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金１億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金１億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課することとし、これに伴い、法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算方法等について、所要の措置を講ずることとした（法７２の２㉑Ⅱ、改正法附則６㉑、令２１の２）。
- (3) 介護保険法の規定に基づく介護医療院サービスについて、所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとした（法７２の２３㉓）。
- (4) 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした（法７２の３５、７２の３６）。
- (5) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額

を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（法 7 2 の 4 5 の 2 ②③、令 3 3 の 3 の 2）。

- (6) 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした（法附則 9 ⑬～⑰）。

ア 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度に限り、次に掲げる要件を満たす場合（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）に特例措置を講ずること。

① 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 1 0 0 分の 3 以上であること。

② 国内設備投資額が当期償却費総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する金額以上であること。

イ 控除額について、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。

- (7) 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 9 ⑳、令附則 6 の 2 ⑧）。

- (8) 分配時調整外国税相当額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした（令 2 0 の 2 の 1 3、2 0 の 2 の 1 4、2 1 の 2 の 2、2 1 の 2 の 3）。

- (9) 資本金 1 億円超の普通法人又は収入金額課税法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して行う方法により提供したときは、法人の事業税の申告においてこれらの書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなすこととした（法 7 2 の 2 5 ⑮⑯、7 2 の 2 6 ⑩⑪）。

- (10) 資本金 1 億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした（法 7 2 の 3 2）。

- (11) 平成 3 2 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者の収入金額のうち、発電事業者に対して交付する原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 9 ㉒、令附則 6 の 2 ⑨、則附則 2 の 8）。

### 3 地方消費税

- (1) 偽りその他不正の行為によって貨物割を免れ、又は免れようとした者について、その免れ、又は免れようとした税額の10倍が1,000万円を超える場合には、情状により、その罰金の額を、1,000万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額の10倍以下の額とすることができることとした（法72の109②）。
- (2) 資本金の額等が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした（法72の89の2、附則9の5）。
- (3) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行うこととした。
  - ア 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「医療用医薬品小売」、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額（「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。）を控除した額とすること（則7の2の9）。
  - イ 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、経済センサス活動調査の「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「建物売買業、土地売買業」、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「貸家業、貸間業」、「不動産管理業」、「旅行業」、「火葬・墓地管理業」、「競輪・競馬等の競走場、競技団」、「娯楽に附帯するサービス業」及び「社会通信教育」を除く。）に基づき定める額とすること（則7の2の10）。
  - ウ 消費に関連する指標として従業者数を用いないこととし、小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、サービス業対個人事業収入額と、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を人口で按分して得られる額とを合計して得た額とすること（令35の20、旧則7の2の12）。

#### 4 不動産取得税

- (1) 日本赤十字社の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産に介護医療院を追加することとした（令37）。
- (2) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした（法73の24③）。
- (3) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑮、令附則7②、則附則3の2の19）。
- (4) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除す

- る課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 1 1 ⑩、令附則 7 ㉓）。
- (5) 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後 2 年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした（法附則第 1 1 の 4 ⑥、令附則 9 の 4、則附則 3 の 2 の 2 1）。
- (6) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 0 ⑤）。
- イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 0 の 2 ①）。
- ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 0 の 2 ②）。
- エ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ②）。
- オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑨）。
- カ 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 ⑭）。
- キ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置の適用期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 の 2）。
- ク 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長すること（法附則 1 1 の 5）。
- (7) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。
- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置（旧法附則 5 1 の 2 ①、旧令附則 3 1 の 2 ③、旧則附則 2 2 の 4 ①）
- イ 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が取得する、

東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める一定の鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 5 1 の 2 ②、旧令附則 3 1 の 2 ①②④、旧則附則 2 2 の 4 ②）

## 5 道府県たばこ税

(1) 道府県たばこ税の税率について、次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める税率とすることとした（法 7 4 の 5）。

ア 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日まで 1, 0 0 0 本につき 9 3 0 円

イ 平成 3 2 年 1 0 月 1 日から平成 3 3 年 9 月 3 0 日まで 1, 0 0 0 本につき 1, 0 0 0 円

ウ 平成 3 3 年 1 0 月 1 日以後 1, 0 0 0 本につき 1, 0 7 0 円

(2) 加熱式たばこについて、以下の措置を講ずることとした。

ア 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとした（法 7 4 ②）。

イ 加熱式たばこの喫煙用具であつて、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとした（法 7 4 の 3 の 2、令 3 9 の 9、則 8 の 2 の 2）。

ウ 加熱式たばこの課税標準を次の①及び②の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした（法 7 4 の 4 ③、令 3 9 の 9 の 2 ②～⑥⑧、則 8 の 2 の 3）。

① 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

② 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

エ ウの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすることとした（法 7 4 の 4 ③、令 3 9 の 9 の 2 ⑦）。

① 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 2 を乗じた本数の合計数

② 平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 6 を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 4 を乗じた本数の合計数

③ 平成 3 2 年 1 0 月 1 日から平成 3 3 年 9 月 3 0 日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 4 を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 6 を乗じた本数の合計数

④ 平成 3 3 年 1 0 月 1 日から平成 3 4 年 9 月 3 0 日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 2 を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じた本数の合計数

オ 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

① 平成30年10月1日（改正法附則10）

② 平成32年10月1日（改正法附則12）

③ 平成33年10月1日（改正法附則13）

## 6 自動車取得税

(1) 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の3）。

(2) 課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした（法附則12の2の4⑨～⑭、則附則4の6の2⑦～⑱）。

ア 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（④に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。

① 車両総重量が5トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

② 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

③ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

④ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして

定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

イ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年1月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。

ウ バス等及び車両総重量が3・5トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。

(3) 自動車取得税交付金の交付基準である道路の延長及び面積の補正に用いる人口の定義及びその特例について、次のとおり改めることとした。

ア 人口の定義について、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口とすること（則8の25）。

イ 平成30年度及び平成31年度における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域を含む市町村（注）及び平成27年9月まで避難指示区域に設定されていた福島県双葉郡楢葉町に係る人口について、次のとおり特例を設けることとすること（則附則4の3の2）。

（注）福島県南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村

- ① 平成22年国勢調査の結果による人口に、平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率（以下「特例率」という。）を乗じて得た人口（以下「特例人口」という。）とすること。
- ② 平成22年国勢調査の結果による昼間人口に特例率を乗じて得た人口（以下「特例昼間人口」という。）を特例人口で除して得た率が1.1を超える場合には、①にかかわらず、特例昼間人口から特例人口に1.1を乗じて得た人口を控除した人口の2分の1の人口を特例人口に加えた人口とすること。

## 7 軽油引取税

(1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については、次に掲げるものを除き、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7①、令附則10の2の2⑦）。

- ア 電気供給業を営む者がガスタービン発電装置の動力源の用途に供する軽油の引取り
- イ 地熱資源開発事業を営む者が地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油の引取り

- (2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7⑤）。
- (3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置については、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7⑥）。
- (4) 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成33年3月31日以後に到来する場合には、同日までとすることとした（令附則10の2の2⑧）。

## 第2 市町村税の改正に関する事項

### 1 市町村民税

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法317の2①）。
- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4①）。
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2①）。
- (4) 給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項の提供について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法等の規定を整備することとした（法317の6⑤⑥⑨、則10③～⑤、⑧）。
- (5) 市町村長が行う給与所得に係る特別徴収義務者に対する通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法の規定を整備することとした（法321の4⑦⑨、則9の3の2）。
- (6) 市町村長と年金保険者との間の通知について、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法の規定を整備することとした（法321の7の11、令48の9の17、則9の8①～④）。
- (7) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行38万円以下）とすることとした（法292①ⅧⅨ）。
- (8) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、非課税措置の対象となる

- 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とすることとした（法295①Ⅱ）。
- (9) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下（現行38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとした（法314の2①十の二）。
- (10) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税における基礎控除について、以下の措置を講ずることとした（法314の2②）。
- ア 基礎控除の額を次のとおりとすること。
- ① 前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者 43万円
- ② 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である所得割の納税義務者 29万円
- ③ 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である所得割の納税義務者 15万円
- イ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととすること。
- (11) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税における調整控除について、以下の措置を講ずることとした（法314の6）。
- ア (9)に伴う所要の措置を講ずること。
- イ (10)イに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。
- (12) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者については、市町村民税の所得割を課さないものとする（法附則3の3④⑤）。
- (13) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の要件を、前年の総所得金額等が48万円以下であるものとする（令46の2②、46の2の2②）。
- (14) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、個人の均等割を課することができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、35万円に一定の率を乗じて得た金額に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めることとした（令47の3Ⅰ）。
- (15) 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、雑損控除に係る親族の要件を、前年の総所得金額等が48万円以下であるものとする（令48の6①）。
- (16) 公的年金等の支払者に対して公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出をする場合に

において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿であって、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、機構保存本人確認情報の提供を受けて作成されたものを備えているときは、当該提出をする者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととした（則 2 の 3 の 6 ⑥⑦）。

- (17) 平成 30 年以後の都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）に係る個人の市町村民税における寄附金税額控除の申告特例通知書について、電子的送付が可能となるよう所要の措置を講ずることとした（則附則 2 の 4 ②）。
- (18) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法 292 ①XIV、令 46 の 2 の 3）。
- (19) 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法 321 の 8 ②⑤、令 48 の 12 の 2、48 の 12 の 3、48 の 13 ③、則 10 の 2 の 6 ①）。
- (20) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（法 327 ②③⑤⑥、令 48 の 16 の 3）。
- (21) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めることとした（法附則 8 ⑪～⑭）。
- (22) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則 8 ⑮⑯）。
- (23) 資本金 1 億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした（法 321 の 8 ⑳～㉔）。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地

等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則17、18、18の3、22、24、25、25の3、27の5、28）。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。

カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。

キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとす

- ること（法附則 21 の 2、27 の 4 の 2、27 の 5）。
- (2) 平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした（法附則 17 の 2、19 の 2、19 の 2 の 2、22）。
- (3) 電気通信事業者（法人に限る。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得した同法に規定する特定電気通信設備のうち一定のものについて、固定資産税の課税標準を当該特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間はその価格の 4 分の 3 の額とすることとした（法附則 15 ④、令附則 11 ④、則附則 6 ④⑤）。
- (4) 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間はその価格に零以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則 15 ④、令附則 11 ④⑤⑥、則附則 6 ⑥～⑩）。
- (5) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が 5 年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の 3 年度間（当該立地誘導促進施設協定の有効期間が 10 年以上である場合には、5 年度間）はその価格の 3 分の 2 の額とすることとした（法附則 15 ④⑧、令附則 11 ④⑦、則附則 ⑩）。
- (6) 高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の減額措置を講ずることとした（法附則 15 の 11、令附則 12 の 2、則附則 7 の 2）。
- ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、当該改修工事が完了した年の翌年度分から 2 年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の 100 分の 5 に相当する額を超える場合には、当該 100 分の 5 に相当する額）の 3 分の 1 に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額すること。
- イ 減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例で定めるところにより、改修工事完了後 3 月以内に市町村に申告するものとする。
- (7) 鉄軌道事業者が一定の市街地の区域等において直接鉄軌道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となるトンネルに大

- 阪市が鉄軌道事業の用に供したトンネルを追加することとした（令49の5、則10の4）。
- (8) 社会福祉法人等が直接社会福祉事業の用に供する固定資産に対する非課税措置について、その対象となる固定資産に無料又は低額で介護医療院を利用させる事業の用に供する固定資産を追加することとした（則10の7の3⑦）。
- (9) 日本赤十字社の事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる固定資産に介護医療院を追加することとした（令50）。
- (10) 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の用に供する固定資産を追加することとした（法348②、令51の10）。
- (11) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その管理協定に係る締結期限又は指定避難施設の指定に係る期限を平成33年3月31日までとすることとした（法附則15⑳㉑、令附則11㉒、則附則6㉓㉔）。
- ア 対象に指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する一定の部分を加えた上、当該指定避難施設に係る課税標準を、最初の5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。
- イ 対象に指定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産を加えた上、当該償却資産に係る課税標準を、最初の5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額とすること。
- (12) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長することとした（法附則15㉕、則附則6㉖㉗）。
- ア 対象にロッキング橋脚を有する橋りょうの耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を追加すること。
- イ 対象から一定の線区及び駅又は停留場の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を除外すること。
- (13) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則15㉘）。
- ア 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾区域が一定の開発保全航路の区域又は緊急確保航路の区域に隣接するものについて、課税標準を価格の2分の1（改正前3分の2）の額とすること。

イ ア以外の特定償却資産について、課税標準を価格の6分の5（改正前3分の2）の額とすること。

- (14) 生産緑地法に規定する生産緑地である農地のうち申出基準日までに特定生産緑地として指定がされなかったものであって、当該申出基準日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの等について、市街化区域農地とする措置を講ずることとし、新たに特定市街化区域農地となった土地に係る固定資産税及び都市計画税の激変緩和措置の対象となる事由にこれらの農地に該当することとなったことを追加することとした（法附則19の2、令附則14、14の2）。
- (15) 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに都市計画法に規定する田園住居地域内の市街化区域農地となる事情がある土地について、評価替えを行うことができるようにするための所要の措置等を講ずることとした（法附則19の2の2、22、令附則14④）。
- (16) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15①）。
- イ 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成31年度までに新たに固定資産税が課されるものとする（法附則15③）。
- ウ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15②④）。
- エ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑤⑥）。
- オ 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑦⑧）。
- カ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑨）。
- キ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の6）。

- ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則第15の7）。
- ケ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の9①）。
- コ 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2①）。
- サ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2④⑤）。
- (17) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15②、則附則6⑫~⑬）。
- ① 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設について、バーク処理装置を適用対象から除外した上、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては2分の1）（改正前3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の1））を乗じて得た額とすること。
  - ② 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を適用対象から除外すること。
  - ③ 石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設について、課税標準をその価格の2分の1（改正前3分の1）の額とすること。
  - ④ 下水道除害施設のうちバーク処理装置を適用対象から除外すること。
- イ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、コンテナ貨車を対象から除外した上で、その取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑦、令附則11⑩）。
- ウ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては4分の3）（改正前3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15⑧）。
- エ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象となる国船舶の範囲を見直した上、その適用期限を平成32年度まで延長すること（法附則15⑭、則附則6⑳）。

オ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その適用期限を平成31年度分まで延長すること（法附則15⑱）。

- ① 課税標準をその価格の10分の9（改正前8分の7）の額とすること。
- ② 都市計画税に係る課税標準の特例措置を廃止すること。

カ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の5（改正前5分の4）の額とした上、その適用期限を平成31年度分まで延長すること（法附則15㉓）。

キ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、脂肪酸メチルエステル製造設備の適用対象を中小事業者等に限定した上、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15㉔、則附則6㉘）。

ク 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15、則附則6㉙～㉛）。

- ① 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては4分の3）を乗じて得た額とすること。

- (ア) 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備以外の設備で出力が1,000kw以上のもの
- (イ) 風力発電設備のうち、出力が20kw未満のもの

- ② 次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額とすること。

- (ア) 水力発電設備のうち、出力が5,000kw以上のもの
- (イ) 地熱発電設備のうち、出力が1,000kw未満のもの
- (ウ) バイオマス発電設備のうち、出力が10,000kw以上20,000kw未満のもの

ケ 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15㉜）。

コ 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一

定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象となる農地の範囲を明確化した上、その取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑫、則附則6㉞）。

サ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を50平方メートル以上280平方メートル以下（改正前50平方メートル以上）とした上、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤、令附則12㉔㉕）。

シ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を50平方メートル以上280平方メートル以下（改正前50平方メートル以上）とした上、その対象資産の改修期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩、令附則12㉘㉙）。

(18) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置（旧法附則15の8①②、旧令附則12⑦～⑩、旧則附則7④⑬）

イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法附則56の2、旧令附則33の2、旧則附則24の2）

(19) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成31年3月31日の適用期限をもって廃止することとした（旧法附則15⑬、旧令附則11④①、旧則附則6㉞～㉟）。

(20) 固定資産評価員の欠格条項について、心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者の詳細を定めることとした（則15の6の3）。

### 3 市町村たばこ税

(1) 市町村たばこ税の税率について、次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める税率とすることとした（法468）。

ア 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき5,692円

イ 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき6,122円

ウ 平成33年10月1日以後 1,000本につき6,552円

(2) 加熱式たばこについて、以下の措置を講ずることとした。

ア 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとした（法464②）。

イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品

又はこれらの混合物を充填したもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとした（法４６６の２、令５３）。

ウ 加熱式たばこの課税標準を次の①及び②の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした（法４６７③、令５３の２②～⑥、⑧、則１６の２の２）。

① 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

② 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの１本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの０．５本に換算する方法

エ ウの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすることとした（法４６７③、令５３の２⑦）。

① 平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じた本数の合計数

② 平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じた本数の合計数

③ 平成３２年１０月１日から平成３３年９月３０日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じた本数の合計数

④ 平成３３年１０月１日から平成３４年９月３０日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じた本数の合計数

オ 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

① 平成３０年１０月１日（改正法附則２３）

② 平成３２年１０月１日（改正法附則２５）

③ 平成３３年１０月１日（改正法附則２６）

#### ４ 鉱産税

申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした（旧法５２３、５２４）。

#### ５ 事業所税

(1) 介護保険法に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するものについて、非課税とする措置を講ずることとした（法７０１の３４③Ⅸ、令５６の２６②）。

(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人の事業について平成３１年６月３０日まで延長することとした（法附則３３⑤）。

- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 6 国民健康保険税

- (1) 国民健康保険法等の改正に伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした（法附則38）。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換助成事業の延長に伴い、病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした（法附則38の3）。
- (3) 基礎課税額に係る課税限度額を58万円（改正前54万円）に引き上げることとした（令56の88の2①）。
- (4) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5千円（改正前27万円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（改正前49万円）に引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 第3 その他

### 1 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

- (1) 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする規定を整備することとした（法747の2、747の3、則24の39）。
- (2) 地方税関係法令に基づき行政機関の長の間で行う通知については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする規定を整備することとした（法747の4、747の5、則24の40）。
- (3) 地方団体は、法人の事業税その他の地方税等のうち、一定の方法で納付又は納入されるもの（以下「特定徴収金」という。）の収納の事務については、機構に行わせることとした（法747の5の2、令57の5～57の5の3、則24の41～24の45）。

### 2 地方税共同機構

- (1) 機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とすることとした（法761）。
- (2) 機構の定款に記載すべき事項を定めるとともに、定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした（法765）。
- (3) 機構に、代表者会議を置き、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び都道府県知事、市長及び町村長以外で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する

者各同数をもって組織し、その定数は、6人以上12人以内において定款で定めることとした（法768）。

- (4) 定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならないこととした（法769）。
- (5) 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした（法770）。
- (6) 機構に、役員として、理事長及び監事を置くものとし、そのほか、定款で定めるところにより、副理事長又は理事を置くことができることとした（法771）。
- (7) 理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命することとした。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととしたほか、役員に関する所要の規定を設けることとした（法773～777）。
- (8) 機構の職員は、理事長が任命することとした（法780）。
- (9) 機構は、機構処理税務事務を行うほか、地方団体に対して地方税に関する事務に関する支援のための一定の業務を行うこととした（法782）。
- (10) 機構は、業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表することとした（法783）。
- (11) 機構に、運営審議会を置き、委員は、学識経験者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更等について、運営審議会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこととした。また、運営審議会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができるものとし、理事長は、運営審議会が述べた意見を尊重しなければならないこととした（法784）。
- (12) 機構は、機構処理税務事務の実施に関して機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととした（法785）。
- (13) 機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした（法786、令59）。
- (14) 機構に、機構処理税務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験者のうちから、理事長が任命するものとし、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができることとした（法787）。
- (15) 機構の役員又は職員等は、機構処理税務事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした（法788）。
- (16) 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととし、これらを作成したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならないこととした（法792）。
- (17) 機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、総務大臣に提出しなければならないものとし、当該財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととした（法793）。

- (18) 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方団体が負担することとした（法794）。
- (19) 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした（法796）。
- (20) 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとし、機構は、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならないこととした（法797）。
- (21) 総務大臣は、機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理税務事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができることとした（法798）。
- (22) 機構の解散については、別に法律で定めることとした（法799）。
- (23) 所要の罰則規定を設けることとした（法800～803）。

### 3 申請等について行う電子署名

- (1) 電子情報処理組織により法人が行う申請等について行う電子署名に、当該法人の代表者があらかじめ指定法人を通じて地方団体の長に当該申告等の提出の委任に関する届出を行った場合の当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含むこととした（則2⑤、2の5の2③、3④、5④、10③④、10の2④、14③、24の29②③）。
- (2) 地方税関係手続用電子情報処理組織により法人が行う申請等について行う電子署名に、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該申告等の提出の委任に関する届出を行った場合の当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含むこととした（則10④、24の39⑥）。

### 三 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の改正に関する事項

平成27年改正法において講じた紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、同年9月30日まで適用を延長することとした（平成27年改正法附則12、20）。

### 四 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

平成31年度から平成33年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑭）。

五 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に関する事項

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律４の３、２９、３８①③⑤、４０⑤）。

六 地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正に関する事項

１ 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした（暫定措置法２１、３０）。

２ 法人の事業税の申告書と併せて提出しなければならない地方法人特別税の申告書の提出については、地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等とみなして、地方税法第７４７条の２の規定を適用することとした（暫定措置法２１）。

七 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）附則第３１条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正に関する事項

法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務については、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第７４７条の５の２の規定を適用することとした（廃止前暫定措置法２１の２）。

八 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成２７年政令第１６１号）に関する事項

紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の経過措置の延長に伴い、所要の規定の整備を行うこととした（平成２７年改正令附則４、６）。

九 地方自治法施行令の改正に関する事項

地方自治法施行令第１５８条の２第１項の規定により収納の事務を委託することができる地方税について、当該地方税に係る法第１条第１項第１４号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含むこととした（地方自治法施行令１５８の２）。

十 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の改正に関する事項

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令２３）。

十一 国家公務員退職手当法施行令等の改正に関する事項

機構の設立に伴い、次に掲げる政令の規定において、機構を追加することとした。

- 1 国家公務員退職手当法施行令第九条の二及び第九条の四
- 2 国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項及び第二項
- 3 地方公務員等共済組合法施行令第三十九条及び第四十三条第七項
- 4 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則
- 5 独立行政法人等登記令別表
- 6 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則
- 7 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第一条
- 8 職員の退職管理に関する政令第二条

十二 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の改正に関する事項

法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、機構が収納の事務を行う特定徴収金の税目の対象とすることとした（廃止前暫定措置令8の2）。

十三 特記事項（平成30年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

- 1 個人の道府県民税及び市町村民税について、今後、平成26年度税制改正における給与所得控除の見直しが平成30年度分から、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しが平成31年度分から、本年度改正における個人所得課税の見直しが平成33年度分から、それぞれ適用される。このように、累次の改正が後年度に適用されることから、それぞれの改正の趣旨、内容等について、納税義務者に対して丁寧かつ十分な周知を行うよう努めること。

参考：本年度改正における個人所得課税の見直しの概要

- (1) 給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げること。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円に、その上限額を195万円((1)による10万円引下げを含む。)に引き下げること。また、年齢23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等には負担増が生じないよう措置すること。
- (3) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5千円の上限を設けること。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を(1)による10万円引下げ後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を(1)による10万円引下げ後の控除額から一律20万円引き下げること。
- (4) 二の第1の1(8)及び第2の1(10)の基礎控除の見直し((1)による10万円引上げを含む。)を行うこと。

- 2 個人の道府県民税及び市町村民税について、平成29年度税制改正における道府県から指定都市への税源移譲（指定都市の区域内に住所を有する納税義務者の所得割の標準税率を道府県民税2%（改正前4%）、市町村民税8%（改正前6%）とする。）及び本年度改正における上記1参考(1)の見直しにより、税負担は増加しない者であっても、市町村民税所得割の額並びに総所得金額等及び合計所得金額が増加する場合が生じることから、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、適切に対応されたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応されたいこと。
- 3 固定資産税に係る二の第2の2(4)の特例措置については、以下の点に留意されたいこと。
  - (1) 本特例措置に係る特例割合については参酌基準を定めず、零から2分の1までの幅の中において市町村の条例で定めることとしており、市町村の主体性をより尊重した新たな仕組みとしていること。
  - (2) 市町村において導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣の同意を得た場合、当該市町村にあっては、当該特例措置の対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。なお、本特例措置に係る基準財政収入額の減少額については、当該条例で定める割合を用いて算定することとしていること。
  - (3) 中小企業は、商工会議所、商工会等の支援機関のサポートを受けて先端設備等導入計画を作成することとされていることから、これらの支援機関等と十分な連携を図ること。
- 4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、平成30年通常国会に提出された森林経営管理法案を踏まえ、平成31年度税制改正において創設されることとなるが、市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を財源とする森林整備等を平成31年度から円滑に実施できるよう、あらかじめ、関係部局及び都道府県又は管内市町村並びに森林組合や林業事業者等と連携の上、事業内容及びその実施体制等について検討を進めること。
- 5 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用は、平成28年1月より順次開始されていることから、引き続き、適切に運用すること。

特に、地方税事務においてマイナンバーの漏えい事案が発生したことを踏まえ、各地方団体にあつては、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、マイナンバーを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底すること。

また、平成29年11月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応すること。
- 6 全地方団体による共通電子納税システム（共同収納）が平成31年10月に稼働予定と

なっていることを踏まえ、その稼働までに各地方団体の基幹税務システムの改修、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に対応すること。また、共通電子納税システムの開発、運用に要する費用及び地方税共同機構の運営に要する費用は、平成31年度以降、地方税共同機構への負担金に反映されることとなるので、留意すること。

上記の基幹税務システムの改修に要する費用については、平成30年度において所要の地方財政措置を講ずることとしていること。

7 地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）において電子申告利用率70%以上（将来的には、電子申告の義務化が実現されることを前提として電子申告利用率100%）の数値目標が設定されていること等を踏まえ、各地方団体においては、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知に取り組むこと。

8 e L T A Xについては、共通電子納税システムの導入、法人設立届の一元的提出、国税連携の対象拡大、利用時間の拡大など、機能の拡充と利便性の向上を順次進めていることから、各地方団体においては、上記7の観点に加え、機能の拡充等についての利用者への積極的な周知、関係機関間の情報連携の積極的な活用等に取り組むこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」（いずれも平成29年6月9日閣議決定）において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組むこと。

e L T A Xを通じて全国統一フォーマットの下で電子申告等を行うことは、地方団体間の書式・様式等の標準化に係る経済界からの要望に応えるものとなること、また、業務の標準化を進めることが、税務システムの共同化、クラウド化を促進する上で必要であることを踏まえ、事業者の事務負担の軽減と行政の効率化を相乗的・効果的に実現していく観点から、e L T A Xを中心とした地方税関係手続の電子化の促進と地方税に関する業務の標準化について、積極的な取組を進めること。

9 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努めること。

10 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めること。

- 11 本年度改正に係る事項のうち、恒久的施設の範囲の見直し、法人住民税、法人事業税等に係る地方税関係手続用電子情報処理組織による申告義務の創設等に関する地方税法施行規則等の改正は、別途行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「暫定措置法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）

「廃止前暫定措置法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）  
附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法

「廃止前暫定措置令」：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）による改正前の地方税法施行規則

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）

「平成27年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）

「平成27年改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）